

盛岡広域振興局長告示第72号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年8月9日

盛岡広域振興局長 杉原永康

介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101394	株式会社航和	ななかまど通所介護事業所	岩手郡雫石町上町東11番地5	平成25年8月31日
0372101501	有限会社トライアングル	デイサービス ひまわりの家	岩手郡滝沢村滝沢字菓子1153番地8	〃